

議案第 2 号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 26 日 提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に規定する養護老人ホームの設置及び管理に関する事務を廃止するため、君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する理約

君津郡市広域市町村圏事務組合理約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第2項ただし書中「次の各号」を「第4条第3号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体」に改め、同項各号を削る。

附 則

この理約は、令和3年4月1日から施行する。